

第4回基本ルールWG：資格分野
日本弁護士連合会ヒアリング議事録

1. 日時：平成18年11月9日（木）16:00～17:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第3会議室
3. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、黒川委員、福井専門委員、山下参考人

○日本弁護士連合会

飯田副会長、出井事務次長、谷事務次長、中西法曹養成対策室長、
高中弁護士制度改革推進本部事務局長

○鈴木主査 どうもお忙しいところ恐縮でございます。第4回基本ルールWG：基準認証・資格制度分野SWの中で、法律専門職・司法制度関係ヒアリングを行いたいと思います。きょうは日本弁護士連合会の方々にお見えいただきまして、2つ問題点を議論したいと思います。

1つは、法曹養成制度というものがスタートして、ことし結果が出たわけですが、これに関連しての日弁連さんのお考え。私どもの答申は、昨年2つの問題に絞って出しております、1つは法科大学院というものの卒業生の大体7～8割が受かるという事柄、これは司改審答申ですが、それを目指すべきであるというのが第1点。

もう一つは、いわゆる予備試験ルートというものを大事にして、予備試験ルート合格者が不利益に取り扱われないようにということを命題として提案しておるわけですが、そこら辺の問題についてのフォローアップも兼ねまして、日弁連さんの御意見をお伺いしたいというのが第1点です。

第2点は、資格問題につきまして、数年前に規制改革委員会時代に御案内のように司法書士における簡裁の訴訟代理権、弁理士の、これは簡裁ではない特許事件に関する訴訟代理権の付与ということをやって、心は士業間の垣根を要するに低くするところにポイントがあるわけですが、今回、社労士さんからそういうことを、自分たちも簡裁の代理権をほしいという強い御要望がございましたので、これに関連して日弁連さんの御見解を聞かせていただきたい。この2点を本日中心にディスカッションさせていただきたいと思っております、時間は大体45分を予定しておりますので、最初にペーパーもお出しいただいておりますので、10分ぐらいでサムアップしていただいて、それから後はディスカッションをさせていただけたらとこのように思いますから、よろしくどうぞお願いいたします。

○飯田副会長 副会長の飯田でございます。御説明の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

11月6日付で御提出しております資料に沿いまして簡単に御説明、15分と伺ったものですから、できるだけ短くしたいと思います。

○鈴木主査 それでは15分に訂正させていただきます。

○飯田副会長 まず、新司法試験につきましてでございますが、11月6日付の書面はお手元にありますでしょうか。

○鈴木主査 はい。

○飯田副会長 新司法試験でございますが、御存じのように法科大学院を中核とした新たな法曹養成制度は、司法改革の大きな柱でございます。第1期生が出たばかりでございますが、現段階では司法改革の柱である新たな法曹養成制度を着実に根づかせ花開かせることに注力すべきであると考えているところでございます。

新司法試験が終わったわけでございますが、今回は第1回目で受験者は既修者コースの修了者でございます。問題内容自体は、概ね良好という意見が強うございますが、さらに法的思考力を測定する試験へのさらなる改善が望まれていると考えているところでございます。来年は、未修者コース（3年コース）が修了しますので、法科大学院のまさに真価が問われる年だと考えておるところでございます。

この法科大学院につきましては、まさに各法科大学院も教育内容を試行錯誤している段階でございますが、不断の検証しつつ、さまざまな角度から見守る必要があると考えているところでございます。

2ページに移りますが、特に法科大学院の教育が司法試験対策に偏重するようなことがあってはならないと考えている次第でございます。

では、将来的な司法試験の合格率ですが、当面の課題は、2010年ごろまでに3,000人程度にするという閣議決定がございます。来年8月には現行60期1,500人が司法修習を修了いたします。また、11月には新60期1,000人が修了いたします。来年だけで約2,500人の新規法曹が生まれるわけでございます。ことしの新規法曹1,400人でございますが、急激なペースで増加いたします。当連合会といたしましても、法曹の質が低下することがないように、法曹養成教育の充実に積極的に協力するとともに、新規登録弁護士の就職・開業の支援、登録後の継続研修の充実に全力で取り組んでいるところでございます。

さて、(2)合格者数の考え方でございますが、法曹人口問題は、質と量の両面から見る必要があると考えているところでございます。合格者の急増によって法曹の質が低下していないかが問題になるわけでございます。注4と資料3をご覧くださいませ。本年10月、現59期が司法修習を修了いたしました。しかし、司法研修所の二回試験でそのうち実に107名余りの不合格者、卒業できない者が発生いたしました。資料3がその表でございますが、合格者が1990年までは500人程度でしたが、ここ14年で1,500人に増えました。失礼いたしました、資料2でございます。こういう修習生の修了者数と二回試験の合格者数の比較表でございますが、これをご覧くださいませと、司法試験の合格者数が年700人時代は合格できなかったものが0とか5とか、3とか1桁前半でございました。しかし修習生が急増するにつれて増えてまいりまして、本年は1,500人時代でございますが、107名に急増しております。すなわち司法試験の合格者が800人増えることによって二回試験の不合格者が100人以上増えたわけでございます。十数%を占めるわけでございます。このように、司法試験合格者数1,500人時代の最初の年である59期では107名という多数の二回試験に

合格できない者が発生したということは法曹の質に大きな影響を及ぼしているということを示唆するものでございます。

3 ページに移りたいと思いますが、私どもとしては、増員が法曹の質に及ぼす影響及びニーズの充足度を検証し、その検証の結果に基づいてこの法曹人口というのは検討すべであり、かかる検証を抜きにした 3,000 人を超える増員には反対せざるを得ないというのが基本的考えでございます。ちなみにニーズはどの程度あるのかということでございますが、法的ニーズは弁護士の求人数に端的にあらわれます。弁護士の求人顕在的ニーズは、法律事務所、企業官庁自治体にそれぞれ見られません。

これは資料 3 をご覧ください。本年、夏から秋にかけて、全法律事務所、全公開企業等に求人状況のアンケートを実施いたしました。全法律事務所にしましたアンケートの結果では、2007 年の求人数は、最小なら 1,700、最大でも 2,100 ということで、新規登録弁護士の想定最少 2,160 人に達していません。しかも全公開企業（生損保）国内企業は 3,795 社、外資系有力企業 1,457 社、自治体（市以上の自治体）849 機関、官庁全 46 省庁等に今後の 5 年間の採用予定についてのアンケートをとりました。5 年間でわずかに 100～207 名でございます。これは今年度現時点における弁護士に対する求人の状況でございます。

私どもはもちろん今後ニーズ喚起のための最大限の努力を講じるつもりでございますが、現時点におけるニーズはこういう数字であることを御認識いただければと存じる次第でございます。

3 ページでございますが、法科大学院修了者のあるべき新司法試験合格率でございます。

法科大学院は御高承のように、厳格な成績評価、修了認定が行われなければなりません。かかる前提での修了者における合格率が吟味されるべきであります。入学者数を前提とした合格率の議論は、無意味であるだけでなく有害であると考えております。本年度修了者は、2,176 名でございますが、実質的には退学者を除きますと、96%が修了しております。果たして厳格な、成績評価、修了認定がなされたかどうかについては検討する必要があると考えられるところでございます。厳格な成績評価、修了認定は法科大学院の重要な柱でございます。

あるべき新司法試験の合格率、これは法科大学院につきましては、まさにその教育における到達レベルにつきまして、いまだコンセンサスが形成されているとは言えないと思っております。法科大学院教育が完成レベルに達し、厳格な成績評価・修了認定がされることを前提として、新司法試験の合格率というのは議論されるべきであり、今はその段階に達していないと考えているところでございます。

では、第 5 項の新司法試験制度における予備試験のあり方でございます。4 ページにまいります。

位置づけとしましては、司法審意見書で、予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な道を確保する趣旨で設けられたわけでございます。奨学金制度あるいは夜間、土日で修了できる、そのようなコースが設けられております。現にこちらの委員であられる安念先生が勤めておられる成蹊大学では夜間コースから 2 名の合格者が出ております。

予備試験は、このような措置にもかかわらず法科大学院に行けない人に法曹取得の道を用意する

ものでございまして、その位置づけは、私どもは例外的・補完的なものと考えている次第でございます。

予備試験の制度が「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮」すべきということでございます。これは参議院の国会の附帯決議でもこの意見書の趣旨は明確に決議されているところでございます。予備試験が「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいる」等の人々に該当しない通常の法曹志望者を誘引するようなものであってはならない。これは法科大学院を中核とするという法科大学院連携法の趣旨から当然導かれるところでございます。

では、予備試験のあり方がどういうものかということでございますが、法科大学院課程修了者と同等の学識及び応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養が備わっているかどうかを適切に審査できる試験であることが求められているわけでございます。

新司法試験では法科大学院教育の全体のうちのかなりの部分を試験の対象とできておりません。法曹倫理というのは全法科大学院で必修科目でございますが、これさえも新司法試験では試験の対象になっておりません。ちなみに資料6をご覧ください。これは代表的法科大学院である中央大学法科大学院の履修要綱でございますが、修了要件のところ、右の方をご覧くださいますと、いわゆる法律基本科目が必修でございます。これは司法試験の対象になっております。法律実務基礎科目10単位必修、これは司法試験の対象外です。基礎法学、外国法科目6単位選択必修、6単位をとらなければいけないわけです。これも司法試験の対象外です。

次のページをご覧ください。展開・先端科目群、これは28単位をとらないといけないことになっています。新司法試験はこの中のたった1科目だけが選択科目です。

このように、新司法試験は法科大学院のかなりの部分、相当な部分を試験の対象にできていないのです。

資料5をご覧ください。これは法科大学院の第三者評価事業を行う日弁連法務研究財団においては、法科大学院の評価をするに当たり、どういうことを法科大学院で教えなければいけないかを整理しております。それが2つのマインド、7つのスキルでございます。8ページ、9ページでございます。

2つのマインドとは、法曹についての使命・責任の自覚と法曹倫理であります。

7つのスキルは、まず1：問題解決能力、2：法的知識、3：事実調査・事実認定能力、4：法的分析・推論能力、5：創造的・批判的検討能力、6：法的議論・表現・説得能力、7：コミュニケーション能力。これだけのものを教育しないとイケないと言われているわけですが、司法試験はこのうちの2の法的知識のうち基礎的法知識、3のうちの事実認定能力、4の法的分析・推論能力、これだけしか対象にできていないのです。そのほかは司法試験の対象になっておりません。しかし、法科大学院はこのすべてを教えないとイケないわけです。

4ページの(2)に戻りますが、予備試験のあり方でありまして、法科大学院生はこれだけのことを勉強しなければならないわけです。したがって予備試験はかかる法科大学院教育の全体を対象にして、これに代替するレベルに達しているかどうかをテストする、そういうものでなければなら

ないわけでございます。この点に御留意いただければと思います。予備試験の制度設計及び具体的な運用は、このような法科大学院全体の教育のレベルにちゃんと達しているかどうかを審査する、そういうものでなければならぬわけでございます。

5 ページ、隣接法律専門職の業務拡大であります。まず、法律事務は法曹が担うというのが司法審の基本的考え方でございます。

(2) 隣接法律専門職の位置づけでございますが、現在法曹が少ないということから、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性に鑑み、当面の法的需要を充足させるための措置として、業務範囲の拡大がなされたわけでございます。司法制度改革推進本部において十分検討され、業務範囲拡大の諸立法がされたばかりでございます。隣接専門職のさらなる業務拡大は、かかる検討後に生じた必要性和合理性がない限り認めるべきではないと考えているところでございます。

次に(3) 法律事務の代理でございますが、法律事務の代理をすることは大変大きな法的な効果が発生します。したがって、高度の専門知識と厳格な倫理的規律が不可欠でございます。

社会保険労務士の要望しておられる簡裁訴訟代理権、地裁以上での出廷陳述権につきましての見解でございますが、6 ページの(2)でございます。簡裁訴訟代理権等につきまして、これは当事者構造をとる訴訟は、紛争解決手続の中でも代理人の専門知識に裏打ちされた技術と、高い倫理性が必要でございます。しかし社労士さんは業務上訴訟手続へのかかわりはありませんし、その手続に関する専門知識もございません。訴訟手続を混乱させるおそれがありますし、依頼者や関係者の権利・利益を害するおそれ強いと考えておるところでございます。

また、基礎的な法的素養がない以上、能力担保研修の前提を欠き、これによって代替・補完できるものではないと考えている次第でございます。

次に(3) ADR代理権でございますが、これも基本的に同様でございます。

7 ページに移らせていただきます。ADR代理権につきましては、まさに平成 17 年改正によって一定の代理権が認められております。しかし、その施行は来年の 4 月からです。まだその施行すらされておられません。かかる段階では施行の結果問題がないかどうかを十分検証するのが出発点でございます。そのかかる検証を抜きに新たな権限拡大することは適切でないと考えておるところでございます。まだ、その施行さえされていない段階でございます。

最後に御質問のございました国民の利便性向上について御説明申し上げたいと思います。

1 私ども弁護士は、利用者である国民に対して、適切な弁護士情報提供をしなければならないと考えているところでございます。

2 平成 12 年に弁護士の広告が原則自由化されております。弁護士会といたしましても、弁護士情報提供制度の創設・拡充に取り組んでいるところでございまして、注 18 の一番下に書いてございますが、当連合会の弁護士業務総合推進センターにおいて、全国レベルでの弁護士情報提供システムを現在推進しているところでございます。

3 報酬に関する争いが生じた場合、どうしているかということですが、まず第 1 に、依頼者に対して、受任に際し報酬について説明し、委任契約書を作成しなければならない義務を、注 19 ですが、当連合会の弁護士の報酬に関する規程で義務づけております。

さらにいろいろ苦情が出された場合でございますが、真ん中あたりに書いてございますけれども、苦情相談、紛議調停、懲戒制度という三層構造の制度を用意して利用者の方々に提供しているわけでございます。資料9（苦情紛議調停）がその利用状況でございます。非常にたくさん利用されています。これについては、弁護士会のしかるべき責任者がすべて対応しているところでございます。最終的には懲戒制度という形でございます。

弁護士報酬につきましては、情報提供制度を用意しておりまして、当連合会のウェブページに解説がなされております。この解説には、平均して月10万件を超すアクセスがございます。また、そのホームページにどのような内容が書いてあるかは10-1、10-2の本資料に書かれております内容がウェブページで報酬の説明をしているところでございます。これは独禁法の関係がございまして、標準的なものは示せません。しかし、弁護士報酬に関するアンケートをやっておりまして、大体どういう報酬で行われているかの情報提供をしています。同時に資料10-3、こういうものがございまして、「市民のための弁護士報酬ガイド」、これは7万部つくりました。こういう簡単なリーフレットを作成して、いろんな消費者団体等にも配布しまして、利便に供しているところでございます。

以上が、私からの説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木主査 ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。どなたからでも。まず2つに分けて、法曹人口の問題を先に議論して、それから後、社労士の隣接職種の問題に移りたいと思います。福井委員どうぞ。

○福井専門委員 法曹人口は最適人数というのは何人ぐらいというお考えですか。

○飯田副会長 これはまさに法曹の質と量、ニーズとの検証の結果出てくるもので、具体的に最適人数が何人かということは申し上げられません。ただ、閣議決定3,000人がございますので、それに向かって質と量両面から一生懸命頑張っていきたいと考えているところでございます。

○福井専門委員 閣議決定というのはある時点での目標なわけですから、その後はまた事情が変動したりすれば、新たに閣議決定で目標を設定し直さないといけなくなるわけですね。そうすると、そのときに増えるか減るかはともかくとして、3,000人でない別の目標を定めるときにはどういう基準で設定すべきだとお考えになりますか。

○飯田副会長 まさに質と量の検証を行い、その結果に基づくべきだと考えております。

○福井専門委員 もうちょっと具体的に教えていただきたい。質と量はどういうふうになっている状態が適切でしょうか。

○飯田副会長 ここはまさに私どもも3ページの注5で書いてございますが、どういう方法で質を検証すべきか、どういう方法で量を検証すべきか、その研究に着手したところでございます。まず現在は、その質の検証方法、どういうふうを検証すべきか、研究に着手しております。ただ、司法試験の合格者が800名増えたことによって司法研修所で107名の卒業できない人がいたということは大きな警鐘を鳴らすものとして受けとめておりまして、これをどう克服していくべきかが、まさに今の重要な課題と考えているところでございます。

○福井専門委員 司法研修所を卒業できなかった方というのは法曹になれないわけですね。

○飯田副会長 なれません。

○福井専門委員 なれないということは、逆に言えば、合格者が多くても司法研修所で質の悪い人は排除する機能を営んでいるということになりませんか。

○飯田副会長 本来、司法研修所で二回試験というのはそういうものとして位置づけられていないと思います。司法試験で法曹に適格な人をセレクトできる、そういう位置づけが与えられなければならないと考えております。

○福井専門委員 結果として法曹になる方が司法研修所でスクリーニングされるのだとすると、世の中には迷惑かけませんよね。

○飯田副会長 司法研修所は国家で費用かけて養成している機関でございます。そこに本来、法曹に不適格の人をたくさん受け入れて、そこで国費を投入して養成して、それをセレクトするのは制度の考え方ではないと考えております。

○福井専門委員 今どんどん経費削減していますね、司法研修所に対しては、期間も短くなるし。

○飯田副会長 司法試験が法曹適格者をセレクトする最も重要な機能を果たすべきと考えております。

○福井専門委員 理由はなぜですか。

○飯田副会長 司法試験の目的そのものがそうじゃないでしょうか。

○福井専門委員 司法試験を白地で法曹制度を設計するとき司法試験が一番いいという、ア prioriにいいという理由は何かあるのでしょうか。

○飯田副会長 司法試験法がそれを前提にしていると思います。司法試験が法曹適格者でない者を合格させ、司法研修所でセレクトするというのは、現在日本の司法制度・法曹制度はそういう考えをとられていないと思います。

○福井専門委員 現行法の問題ではなくて、規制改革会議の場というのは、基本的には立法論を議論する場ですから、国会が、あるいは内閣がどういう意思でもって法曹制度を設計するのが社会的に国民にとって最適なのかということですので、現行法が定まっているということは立法論の理由にはならないんですね。

○出井事務次長 今、おっしゃっている考え方は立法論としてはあり得ると思います。それは現行の司法試験を二段階に分けてやるという考え方に近づく考え方。ただ、それが適切な制度かどうかというのは、まさに今飯田から御説明したとおり、司法研修所というのは、司法試験を通った方々、法曹の卵と言っていますけれども、そういう方々を国費をもって養成している制度であって、国費をもって養成すべきかどうかというのも1つの政策判断であると思います。そこはそうではなくて、司法試験で1回セレクトして、さらにもう一回、今「2回試験」と言っていますけれども、2回試験でセレクトをかける、そういうあり方もそれはあり得ると思います。ただし、今の制度はそうになっていないということです。

○福井専門委員 そこはもちろん我々は承知した上で、さらにいい制度にするためにはどうするのかということの議論をしているわけですから、仮に司法研修所が諸外国の多くがそうであるように、研修生が自前で研修費用を負担するということになれば、国家に損失はかけません。もしそうなれ

ば、研修所でセレクトしても構わないということになるわけですね。

○飯田副会長 しかし、司法研修所から司法修習生が給料をもらわなくても、制度を運用するにはコストがかかります。あと、司法試験でもセレクトされる。それに受かって、さらにもう一つ、司法研修所でセレクトされた場合に、この司法界に人材が集まるでしょうか。みんな司法試験目指して一生懸命やって、さらにその後、もう一回、司法研修所で厳しい試験があった場合、この司法界に人材が集まらないということになるかもしれない。

○福井専門委員 それは能力がなくても受からせないといい人材が集まらないという意味ですか、今おっしゃっているのは。

○飯田副会長 ですから司法試験は法曹に適格な一歩手前の人たちをセレクトする、そういう試験でなければならないと申し上げているわけです。

○福井専門委員 実際にはそうでないと判定がなされた方が少なからずいらっしゃるわけですね。

○中西室長 よろしいですか。法曹養成対策室長の中西といいます。結局、法科大学院をどう位置づけて、司法試験をどう位置づけて、司法修習をどう位置づけるかという、その制度設計の問題をお聞きになっていると思うんですけども、現在の司法試験は、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の法科大学院教育の成果を試す試験、そこで法曹の資格を基本的に判別する試験というふうに位置づけられておまして、司法修習は実務トレーニングの機関、したがって、司法修習は実務修習を中心とするというような位置づけがなされています。

○福井専門委員 現行制度がそうであることは重々承知の上での議論ですよ。結構です。そこは解釈論やってもかみ合わないので、例えば法科大学院からの新司法試験での合格確率というのは、今の法科大学院修了生に対して、例えば最大3,000人になっても、結構低いわけですよ。このギャップについてはどういうふうにお考えですか。ギャップはあってもいいと考えるのか、あるいはなくすべきだと考えるのか。なくすべきだとすれば、どのような方法によってなくすべきなのかです。

○飯田副会長 これはいろんな見方があると思いますが、厳格な成績評価、修了認定がされるべきと考えております。今、大体5,800が定員でございますけれども、恐らくそのうち1割ぐらいは初めから不適格な人がいまして、勉強がしっかりできない人が、残りの中にいらっしゃる。そうすると仮に75%が法科大学院の修了者としまして、大体4,500人、司法試験は4,500人のうち3,000人が受かる試験だと、最終的には。そうなると3分の2が最終的には受かる試験です。それは司法制度改革審議会の意見書と本質的に違うのかどうか、このあたりはいろいろ評価が分かれると思います。しかし、いずれにしても厳格な成績評価・修了認定が前提としてなされなければいけなくて、その上で合格率を考えるべきだと。

ことのように、入った人の96%が修了できる。これは厳格な成績評価・修了認定がされたと言えるかどうか、十分な吟味が必要です。

○福井専門委員 ことは合格率が低かったからですか、それとも卒業生が多かったからですか。

○飯田副会長 ことは入学者の実質96%が修了しております。これは法科大学院における厳格な成績評価・修了認定が本当に行われていたのでしょうかと、そういうことを申し上げているわけです。

- 福井専門委員 96%の修了できるのは合格率というか、卒業率が高過ぎるとのことだと。
- 飯田副会長 厳格な成績評価・修了認定が行われたのかどうか、そこは厳重に検証される必要があるのではないのでしょうか。
- 福井専門委員 もちろんそうなんです、そうすると、仮に96%の卒業率が高過ぎるとすると、司法試験合格者の数ぐらいが卒業できるぐらいでちょうどいいんだというお考えですか。
- 飯田副会長 ですから、そこは法科大学院の教育の到達レベル、これを早く皆さんでコンセンサスをつくっていただきたい。今、そのコンセンサスがないから、皆さん大変苦勞しておられるわけですね。
- 福井専門委員 絶対評価ですね。いい人材を教育できるような法科大学院が完成すれば、その合格率ないし卒業率が100%近くても構わないということですか。
- 飯田副会長 そのあたりは現状を考えるとありまして、到達レベルのコンセンサスを形成して、厳格な成績評価・修了認定、それができる段階になった上で議論したいです。現状ではわかりません。
- 福井専門委員 仮におっしゃるような水準があるとしますよね。あるとして、それが達成されれば絶対評価で、相対的に何%というのではなくて、その水準を持ったものが卒業するというところでよろしいんじゃないですか。そういう御主張じゃないんですか。
- 飯田副会長 抽象的にはそうかもしれません。しかし、あくまで厳格な成績評価・修了認定が前提ですと。
- 福井専門委員 逆に言えば、絶対的な厳格な成績評価なり修了認定がなされたあかつきの修了者がひょっとして6,000人ぐらいいるかもしれませんよね。そうすると合格者とのギャップはどうなりますか。
- 飯田副会長 現状の修習生における二回試験の不合格者の激増状況を見まして、おっしゃるような仮定の議論は現実性がないと思っています。
- 福井専門委員 だって、実際起こることじゃないですか、これからも。
- 飯田副会長 ですから厳格な成績評価・修了認定がなされて、なおかつ何千人も法科大学院を修了するような事態というのは想定しがたいと申し上げているわけです。
- 福井専門委員 そうすると相対評価ですよ、おっしゃっているのは。要するに今の卒業生のほとんどが卒業できるような規模はもともと適性を欠く人を選び出してないんだという御主張だとすると、それは、例えば今の卒業生の何%ぐらいだということをお前提にされているということになりますよね。
- 飯田副会長 相対評価、絶対評価といろいろ概念規定があると思いますが、基本的には私は絶対評価だと思います。
- 黒川委員 絶対水準を確保して人数を増やそうということになると、おのずといい人が受けてくれる環境をつくるしかないということですね。つまり他の職業との比較で、この分野にどういう人材が受験してくれたり、法曹プロセス、研修プロセスに参加者が入ってくれるか。この問題でとにかく、もう一つの問題は、そのプロセスも一方で必要なんだけど、先ほどアンケートというか、各

企業にアンケートをとられていて、実際にはそんなニーズはないというお話だったんですが、つまりロイヤーのニーズというか、デマンドというのをどうやってはかっただけかというのは、諸外国ではすごく大きい。だけど我が国ではどちらかというと、そんなに多い人数じゃないところでこれまでやってこられたということで、僕らのイメージというのは、フランス並みとか、フランスというのは先進国の中で少ない方で、フランス並みを目指していたら8,000人とか9,000人という数字になってしまって、これも言語道断に多過ぎるから、何らかの形で、つまり適切な人材で絶対水準を確保できるような状態で一定の水準の人が受けてくれるメカニズムをしなければいけないわけですね。それが最終目標が3,000であろうが、4,000であろうが、一定の量を必要としたら、本当にその人たちが8割、9割、この研修の過程までスムーズに通り過ぎてくれて、しかも試験で合格するのも、8割、9割のレベルのように、最初のプロセスで参加してくれなきゃいけないわけですね。

そのプロセスをどうやって確保するかという議論をしないとミスマッチになってしまうんですね。数字と必要なところ。このメカニズムというのは、今のことで言うと、相対的に他の職業から比べると、有能な人材がまだこの司法分野に入ってくるという比率が低いのではないかということが言えそうですね。もしそうだとすると、インセンティブを高めようとする、この分野に入ってくる人たちの所得でインセンティブを与えるのか、ミッションでインセンティブを与えるのかわからないですけど、そのプロセスというのはどう考えたらいいのか。

一番大事なことは、この分野に有能な人材が目を向けてくれて、将来すごく需要が大きくなって、ニーズがない、ニーズがないという問題を議論するよりは、どちらかというと、入ってくるととても魅力的で、将来展望ができるように人を集めるということと、だけど、最初のときは玉石混淆になるからどこでカットしていくというプロセスを重ねながら、本当は実態に合うような形というのはもっていかなければいけないのではないかと思うんですけど、ちょっと今日はお話を聞いていると、ただ、不安だから、切りたい、切りたいとか、絶対水準を、つまりタクシーの料金の値上げみたいに、ちょっとずつインクレメンタルに対応したいという認識がすごく強いのですけれども、僕らの感覚で言うと、本当に先進国並みに、この分野のところが魅力的になるようなことを考えようとする、違うところに、例えば日弁連はもっと高い報酬とか、もっと高い位置づけとかということと全体を持っていかないと、うまい方向に転がっていかないのではないかという感じがしてしまっただけですが、今のお話。

○飯田副会長 私の言葉が足らなかったかもしれませんが、現在1,400人を2,500人、3,000人受かって、いかに法的需要ですね。

○黒川委員 もともと400人ぐらいから、あつという間に始まったわけだから、このプロセスもそれでも十分に早かったと言われたらそうかもしれないんですけども。

○飯田副会長 そのためにいかに法的需要を喚起するか、それに全力を上げているところがございます。現状のニーズはわかりました。そこに働きかけをして、どんどん需要を喚起していきたいと考えているところがございますが、しかし、それには一定の時間が必要でございます。また、おっしゃるように、この世界に魅力がなければ人材が集まらない。それによって、結局最終的には質・

量ともに豊かなことにならなければ、この国の司法が弱くなっちゃいますから、国民が被害を受けるんですね。我々はそういうことで全力挙げていきたいと思っています。しかし、これにミスマッチが発生しますと、被害は国民に発生するわけです。

先ほどフランスの例ございましたけれども、フランスには税理士がおりません。日本には税理士が7万人います。ですからこの比較というのは大変難しい問題です。しかし、我々としては全力挙げて、需要を開拓し、3,000人時代に向かって頑張りたいと思っています。そこは御理解いただきたいと思います。決して現状でいいなんていうことは申し上げるつもりはありません。質・量とともに豊かな法曹が、この国を強いものにしたいたいということは皆さんと気持ちは一緒でございます。○鈴木主査 時間も押しておりますので、次の問題もしなくてはいけませんのであれなんですけれども、私どもが常々考えておるのは、魅力があるか、要するに有能な人材をとにかく法曹に入りたいというのは、これは全く、私どももその考えで入れておるわけです。そのときに、仕事に魅力があるということは当然のことだけれども、入口をあまり狭くしておく、そうしたら有能な人材は避けますね。先生方はストレートでお受かりになった方なんでしょうけれども、普通、7年先、8年先はわからないというのでは大体アブライしませんよ。7年、8年やって、振られちゃったら、それから後は社会で使ってくれませんから、そここの道の道を開きたいというのが第一の願望なんです。だから、そのために入口を広げよう。

それに関連して、補完的とおっしゃるけれども、しかし有能な人材というのは何も法科大学院を通った人だけではないのだから、だから、そういう予備試験を通った人に対してもイコールチャンスを与えろということをおっしゃるんですね。確かに科目が少ないとかいろんな問題があるけれども、しかし、とにかくそこら辺は試験問題の工夫の問題でもあるというので、その人たちをまるで補完という形でお考えになるのはちょっと差別しすぎではないかというのが第2の考え方なんです。

そして一番大事なのは、例えば3,000人を上回って、例えば9,000人だなんていうことを提案した某民間団体もあるようですけれども、そういうことをしたときに一体何が起こるのといったら、その人たちはみんな弁護士になるの、あるいは裁判官になるのといったら、私はそうではないと思うんですね。日本の企業でもそうなっているんですけれども、法学というのはごちゃごちゃ言いませんが、おっしゃっておられるように、社会倫理だとか、そういうようなものの基礎を教える問題なんだから、これは会社の中の社員としても最も求められておるものですから、例えばその人たちが法科大学院なら法科大学院受かった卒業して、しかも司法試験をとられた人が会社の門をたたかれたら、会社は喜んで飛びつきますというのが実態だから、だから、そういうリーガルマインドを持った人たちがなるべくたくさん日本の中に出てきて、そしてジャッジメントを、談合的なものではない、きちんとした筋の通ったジャッジメントをするという、そういう社会にするという問題だから、それが全部弁護士になるというふうな御心配をなさるといのは、これは御心配のし過ぎではないか。そして広げておきさえすれば、そんなにむだな時間使わなくても受かるということがわかれば、トップから優秀な人は法曹の、とにかくそのコースをたどろうとするから、御心配は要らないのではないかと思いますけれども、ここら辺は議論になりますし、時間が押していますので、反

論封じているわけではありませんけれども。

○飯田副会長 お話申したいことはたくさんあるんですけども。

○鈴木主査 反論を封じているわけではありませんが、社労士の問題に移らせていただきたいのですが、簡易裁判所での訴訟代理権は司法書士には認めましたですね。この実施状況はどういうふうにご覧になっておられますか。

○出井次長 司法書士に簡裁代理権が認められまして、日弁連としても能力担保研修等で協力はしております。簡裁では定着しているというふうに思っています。もちろん140万という限定がありますので、140万を超えた場合どうするのか。それから、もう一つ、これは簡裁の訴訟代理権ですけども、訴訟外でも代理権、法律相談の権限というのは認められております。そのあたり、140万というのをどうやって算定するのか。特に債務整理事件、それについてはいろんな問題は起こってはいます。ただ、認定司法書士の方々については、いろんな問題はあっても、一応限定された法曹資格として一定の定着をしているのではないかと見ております。

○鈴木主査 そうですか。だったら、この際、社労士についても門戸を開いてやったらいかがでしょうか。例えば、お伺いしたいんですけども、弁護士さんは簡裁の事件というのにはどの程度代理されておられますか。

○飯田副会長 社労士につきまして、司法書士さんは裁判所に提出する書類の作成にずっとかかわってきております。しかも民法、民訴、そういうことが試験科目に入っているんですね。基礎があるわけですね。基礎にプラスアルファの能力担保研修すれば、司法書士レベルに達するだろうということが言えるかもしれませんが、社労士さんには試験科目に、憲法も民法も民訴もないわけですね。

○鈴木主査 それを科目の中に入れてくれと言っています。

○飯田副会長 恐らく現在の社労士が……

○鈴木主査 入れてくれないときには、それはそういう科目にはならないですよ。だから、将来それを認めるのだったら、そういうものを試験科目の中に入れてほしいということを社労士は言っておるわけです。

○飯田副会長 訴訟手続に全然かかわってきておられる実績がないわけです。

○鈴木主査 禁止しておればかかわれるわけないでしょう。

○飯田副会長 ですから、そういう方々に一足飛びにそういうものを認めるというよりは、まずADRで今回やろうとしているわけですから。

○鈴木主査 そういう能力があるということを認定した上で、その人たちにかかわってもらうというのは、これは司法書士でも同じことですよね。司法書士だって、登記だけやるのだから、私は別にそんなものは要らないという人は、そういう能力の認定はしませんよね。だから、力をつけて、今までやっちゃいけない、やらせられないとなっておる人に、いきなり力を持ってといっても無理ですよ。やってよろしいということになったら、当然勉強する。そして、そのためのチェックは受けるということになればですね。

それよりも何よりも、もともと司法書士の問題というのは、そういうふうにかかわっているとい

う問題と、弁護士さんがやってくれないから、本人訴訟でいくしか手がないということで、本人訴訟だったら、もう少しプロである司法書士にやってもらった方がいいじゃないか、現実にやっているという問題だから、まず弁護士さんは簡裁事件に対して何%で代理をしておられますかという事柄を。

○飯田副会長 この点は数字のとり方の問題もあると思うんですが、多くの事件が、いわゆるクレジット関係、そういう訴訟でございますので、申し立てる側も社員が申し立てる、欠席判決、ほとんど係争のない事件でございます。そういう事件が非常に多うございますから、係争ある法律家の支援が必要な事件だけを取り出した例はございません。しかし、恐らくそういうものを除きますと、かなりの高い確率で弁護士は関与していると考えている次第でございます。

○鈴木主査 本人でやらざるを得ないから本人がやっているんじゃないですか。昔は司法書士の助けを受けて、今でも、例えば社労士の、賃金問題など、大体3番目に多いと簡裁の中でのケースだと聞いていますけれども、社労士から。そういうところを埋めるのに、結局、現実には裁判外のものには既に認められておってやっておるわけですから、だから、そういうのは勉強してやっておるのを、裁判にアプライするときの細かな訴訟テクニックというのは、ちょっと民訴を勉強して実際の経験を積めば、すぐに身につくと言っては大変失礼だけれども、私はすぐ身につく問題ではないかと思えるのですけれども。

○飯田副会長 それは基礎があって、しかも高い専門性と高い倫理性、両方が必要でございます。また、社労士さんはADRの来年のその施行さえもされてない段階でございます。それを経て、それに耐え得るものかどうかの検証が必要でございます。その検証抜きに、まるで二階級特進のようなことをされるのはいかがなものかと思っております。

もう一つ、簡裁事件、私も何回も代理人いたしました。しかも相手が出てこない事件ばかりでした。ですから争いがない事件が今非常に多うございます。ですから、それを除いた本当の係争事件の中で弁護士がどれほど関与しているか、我々も知りたいところでございますが、それはそれなりに我々が行っていると考えているところでございます。

○鈴木主査 逆に言いますと、そういうものでADRその他、裁判外の法律の代理をやるという事柄で十分やれるようになったのだったら、日弁連としては反対しないと、こういうふうにとっていいわけですね。

○飯田副会長 まず、その前に十分な法的素養が形成されているのかどうかということもありましょうし、ADRで行われたから、即訴訟ということにはなりません。ADRの場合は、手続実施者がいまして、後見的なフォローが前提になっているんです。だからADRの事件は認められたのです。ところが訴訟は当事者構造でまさにぶつかり合うわけですね。裁判官は判断・アンパイヤです。制度が違うわけです。個別労働事件を見ましても、すべて審判官が後見的にフォローしているのです。そこで初めて、やってみたらということで認められたわけで、本当にぶつかり合う当事者構造の手法と全く違うわけです。その点の御理解をいただきたいと思うんです。審判官なり、ADRの人たちがみんな後見的に見ておるわけです。だから大きな問題が起こらないようになっているわけですね。そこで初めて、実施してみようということで今回認められたわけですから、まず、それさ

えも適切にやれるかどうか、まさに検証されてないわけですね。

○中西室長 紛争性のある事案は簡裁事件でもかなり弁護士は関与していると思います。今後、当然……。

○鈴木主査 数字がありますか。

○中西室長 数字はちょっと今あれですが、母数が難しいのですけれども、実際に紛争性があれば法律相談に来ます。今でしたら法廷が新しいのができましたから、そこに来て、弁護士が必要だと判断されれば、弁護士が委任することが多いと。

○鈴木主査 そういうケースはあるでしょうけれども、もとを正すというと、弁護士さんが不足しておった。弁護士さんは忙しいから、したがって、訴額の低いものに対してはなかなかお願いしてもお願いしづらいと、こういう状況があったというのは事実なんですよ。

○飯田副会長 これから3,000人、たくさんの弁護士が増えますから、活躍の場を与えてください。

○出井次長 弁護士が不足していたというのは、確かに御指摘はそのとおりだと思います。だからこそ、これから法曹人口を増大させて質、量ともに豊かな法曹を育てていくということだと。

○鈴木主査 弁護士はもっと違う、これから日本は規制緩和の時代になって、紛争も高度化してやってくるという、そういうような分野で力を発揮していただいて、あまり簡裁事件の、しかも専門性が特にあるような問題、例えば社労士のような、賃金だとか、そういうものに関連する問題についてまでは、もうそちらでおやりなさいというふうにして、自分の範囲を上を広げていくという。

○中西室長 本当の高度さとか困難さというのは訴額で決まるわけではなくて、むしろ訴額が低いものでも感情的にこじれてしまうと訴訟的には難しい事件になってしまいます。

○鈴木主査 それはわかります。

○飯田副会長 実はおっしゃっているところございますけれども、我々はあらゆる分野、組織、地域、ここで質・量ともに豊かな法曹がしっかりやる、これがこれからの時代の理念だと思っております。一定の分野にかかわることを限定するということは、法の支配を全国に貫徹するという観点からしますと、あらゆる分野、あらゆる地域、あらゆる組織で頑張らないといけないと、そのように思っております。

○谷次長 本日、シミュレーションをお出ししましたけど、3,000人ずつ増やしていくと、弁護士が12万人までいったところで大体均衡するというシミュレーションになったのですね。それで司法改革審議会の意見書の中でも、他士業にいろんな代理権を与えるというのは、法曹が増えるまでの補完的な役割というふうに位置づけられていたと思いますので、弁護士が本来どんどん……

○鈴木主査 司改審が間違っていると。

○谷次長 そういう考え方もございますが。

○鈴木主査 確かに訴額が低いからやさしいと言わないけれども、ある程度のもので、かつ専門者がおるところのものは、そこのところで訴訟、裁判外も認めておるのだったら、裁判も認めてくれと。弁護士はもっと難しいというのか、紛争だって、今まではなあなあで解決しておったけれども、これからは敵対的買収なんか一般的になるような時代ですから、そういう高度化したものになっていくと思います。そこをやっていけというのと、それと弁護士に必ずしもみんななるのではない

ということなんですよね、法曹は。むしろ会社の重要な供給源として、我々が目をつけているのは、法科大学を出た者なんですよね。

○飯田副会長 まさに我々は組織内弁護士に、今、日本全体で企業、官庁入れまして300人しかいません。しかし、この10年前後のときに少なくとも数千人、できれば1万人ぐらいまで増やしたいと思っています。5万人、6万人の時代は、それでも決して十分な需要でないのです。あらゆる分野で弁護士が活躍しないと、これだけの人間を活力持って元気に活躍する場を確保しないとイケないのですよ。その点を御理解いただきたいと思います。

○鈴木主査 私みたいに会社へ入って、数年間はまさに法律業務やりましたけれども、だけど、法律業務だけに閉じ込められてはおりませんでしたよ。すぐに営業へ出てというのでやったし、これからの企業というのは、そういうふうな人間の使い方をしてそれをやり抜く。つまり一番つぶしの効くのが法文出身者であることは間違いないというのが企業の採用の態度ですから、ですから企業の救援という意味合いもあって、増やしても何ら実際のピュアな法曹をやっておられる方のお目当てになる問題ではないと思いますけれども。

○飯田副会長 主査の高い評価はうれしいのですが、我々は法律専門家としてトレーニング受けていくわけですから、法律専門家として生きる道を確認しなければ、いかに法律専門家でいい能力がありましても、営業マンとして全く使い物にならないというのはたくさんいると思うんですね。

○鈴木主査 法律の専門家は営業マンとして非常に有能なんですよ。

○飯田副会長 法律専門家として活躍の場をお与えいただきたいというのが私どもの願いでございます。

○鈴木主査 そんなことで、今も考えて社労士の問題も、先例もあることだし、おっしゃっているような満たすべき条件というのに対しての御主張もわかりますけれども、しかしあまり門戸を閉ざさずにもっと上を見てくださいよということは、副会長には切にお願いして目をつむってくださいとお願いします。

○飯田副会長 まだ、施行されないから、まず、そこで実績を踏まえて、検証してください申し上げているわけですね。それもやってないにもかかわらず、その先を考えるのはちょっと時期が早過ぎるのではないかと考えています。

○出井次長 社労士のADRの代理権についても、もちろん立法のときに弁護士会は強く反対をしております。それにもかかわらず単独に代理権が認められているわけです。ただ、そのことを今議論することは不適切だと思いますから……。

○鈴木主査 それは度量が小さすぎると私はさっきから言っているんですよ。

○高中局長 私は司法書士の200時間研修という訴訟代理権の能力担保研修を6～7年やっておるのですけれども、やっております、司法書士さんは登記するときに、権利者・義務者双方から委任状をもらうというのが通例なんです。訴訟になると対立構造なのです。それで立証責任というのがあって主張しない、立証しなければ負けると、こういう思考過程に、当然に民法もやり、民事訴訟法も少し勉強されているというお立場でありながら、そのマインドといいましょうか、その考え方についてくるのに、200時間やって、私の方で模擬裁判やらせるのですけれども、なかなか厳

しい方いらっしゃいます。結局それは主張・立証責任ができないことによって、だれが被害を被るかというユーザーですよ。

社労士さんに関して言うと、残念ながら、今、御指摘あったように、基本的な訴訟構造、当事者対立構造、主張・立証責任という、こここのところに対する基本的な勉強もされてないし、実践的なスキルについて果たして、司法書士さんであれ、200時間研修で合格率がたしか6割とか7割なんですよ。満たない人がいるのですよ。実際に講師陣と話しても、これだと思う方がいらっしゃることは残念ながら事実でございます。そういう通った方であっても、そういうことになれた人に頼んで、主張も立証も要件事実というのがあるんですけども、それすらも気がつかないで訴訟起こして負けてしまったと。それは一体だれが被害者になるのでしょうかという問題があるかと思いません。

○鈴木主査 お話の御主張の向きは承りましたけれども、承ったということでありまして、承ったことにするんだけど、いいとは思わない点も多々あるということ、私も申し上げざるを得ないということで、その点について、ひとつ広いお心を持たれて、御自分の専門を上の方に持っていくと、下の方は譲るという方向でお考えいただけたらなということ、これは私のお願いですけども、お願いしておいて、きょうのヒアリング、15分時間を超過して、次の方が待っておりますものですから、ここで終わりにさせていただきたいと思えます。

きょうはありがとうございました。